

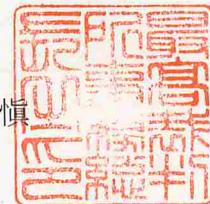
最高裁秘書第2336号

令和2年10月2日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

8月31日付け（9月2日受付、第020417号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 「特許権侵害による損害賠償債務不存在確認等請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (2) 「総会決議無効確認等請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (3) 「請負代金請求本訴、建物瑕疵修補等請求反訴事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (4) 「請負代金請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (5) 「不当利得返還請求控訴、同附帯控訴事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (6) 「管理費等反訴請求事件について」と題する書面（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

特許権侵害による損害賠償債務不存在確認等請求事件について

事案の概要

◇ 上告人Y（特許権者）は、被上告人Xに対し、本件特許権の実施を許諾し、被上告補助参加人Zは、Xから販売された機械装置を使用して製品を製造・販売した。本件は、Xが、Yを被告として、YがZに対して本件特許権の侵害を理由とする損害賠償請求権を有しないことの確認等を求める事案である。

原判決及び争点

◇ 原判決は、Xが、YがZに対して本件特許権の侵害を理由とする損害賠償請求権を有しないことの確認を求める訴え（本件確認請求）につき、要旨次のとおり判断して、確認の利益があるとした。

YのZに対する本件特許権の侵害を理由とする損害賠償請求権の行使によりZが損害を被った場合には、Xは、Zに対し事前の合意に基づきその損害を補償しなければならない可能性が高い。Xは、その補償額についてYに対し実施許諾契約の債務不履行に基づく損害賠償請求ができる旨主張しているところ、この請求について判断するに当たっては、本件確認請求について判断するために必要な事実認定及び法律判断と同様の認定及び判断が必要になることなどからすると、本件確認請求は、XのYに対する権利ないし法律関係を明らかにし、Xの地位の不安を除去するために有効適切なものといえる。

◇ 争点は、本件確認請求について確認の利益があるか否かである。

総会決議無効確認等請求事件について

事案の概要

本件は、中小企業等協同組合法に基づき設立された事業協同組合（個人タクシー協同組合）である被上告人（1審被告）の組合員である上告人（1審原告）が、①平成28年5月に行われた被上告人の役員（理事及び監事）選挙について、その取消しを求めるとともに、②同選挙中の理事の選出に関する部分を取り消す旨の判決の確定を条件に、平成30年5月に行われた被上告人の役員（理事及び監事）選挙の不存在確認を求める事案である。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、以下のとおり判断して、本件訴えを却下した。
 - ① 先行の選挙で選出された役員全員が任期の満了により退任し、その後に行われた後行の選挙によって役員が新たに選出されたのであるから、特別の事情のない限り、先行の選挙の取消請求に係る訴えの利益は消滅する。そして、上記特別の事情もなく、先行の選挙の取消請求に係る訴えは、訴えの利益を欠き不適法である。
 - ② 後行の選挙の不存在確認請求に係る訴えは、過去の法律関係の不存在について停止条件付きで確認を求める訴えであって、このような訴えは不適法である。
- ◇ 上告人は、①先行の理事の選挙が取り消されれば後行の選挙は不存在となることから、後行の選挙の不存在確認を求める訴えが併合されている本件では先行の選挙の取消請求に係る訴えの利益は消滅しないし、②先行の選挙の取消判決の確定という停止条件付きの確認請求である後行の選挙の不存在確認請求に係る訴えも適法であると主張して争っている。

傍聴人の皆様へ

最高裁判所広報課

請負代金請求本訴、建物瑕疵修補等請求反訴事件について

事案の概要

本件本訴は、被上告人から建物の増築工事を請け負った上告人が、被上告人に対し、請負代金943万円余り及び遅延損害金の支払等を求める事案であり、本件反訴は、被上告人が、上告人に対し、上記建物の増築部分に瑕疵があるなどと主張し、瑕疵修補に代わる損害賠償金1447万円余り及び遅延損害金の支払等を求める事案である。

上告人は、第1審口頭弁論期日において、請負代金債権を自働債権として、瑕疵修補に代わる損害賠償債権と相殺する旨の意思表示をし、これを反訴請求についての抗弁（本件相殺の抗弁）として主張した。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、本件相殺の抗弁を主張することは重複起訴を禁じた民事訴訟法142条の趣旨に反し、許されないと判断した。その上で、同時履行の関係に立つ請負代金債権と瑕疵修補に代わる損害賠償債権については遅延損害金が発生しないとして、本訴請求を請負代金829万円余りの支払を求める限度で認容し、反訴請求を瑕疵修補に代わる損害賠償金266万円余りの支払を求める限度で認容した。
- ◇ 争点は、本訴請求債権（請負代金債権）を自働債権とし、反訴請求債権（瑕疵修補に代わる損害賠償債権）を受働債権とする相殺の抗弁を主張することが許されるかである。

（参考）民事訴訟法142条

裁判所に係属する事件については、当事者は、更に訴えを提起することができない。

請負代金請求事件について

事案の概要

本件は、破産管財人である被上告人（第1審原告）が、上告人（第1審被告）に対し、破産会社が上告人から受注した複数の工事についての報酬等の支払を求め、これに對し、上告人が、未完成工事についての違約金等で相殺する旨主張する事案である。

〔時系列〕

- ① 破産会社と上告人が複数の請負契約を締結した（いずれの契約にも工期に間に合わないときには、上告人は契約を解除し、違約金を請求することができる旨の定めがある。）。
- ② 破産会社が一部の工事を未完成のまま倒産状態（支払停止）となり、これを知った上告人が、工事が未完成となった複数の契約を解除し、それぞれにつき違約金債権を現実に取得した。
- ③ 破産会社が破産手続開始の決定を受けた。
- ④ 被上告人の上記報酬等支払請求に対し、上告人は取得した違約金債権の合計額での相殺を主張し、請求棄却を求めている。

〔参考〕

破産法は、破産者の債務者が破産者の支払停止を知って取得した債権による相殺をすることはできないとする（72条1項3号）が、その債権の取得がその支払停止を知った時より「前に生じた原因」に基づく場合には同号の規定は適用しないとする（同条2項2号）。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、本件の違約金債権は上告人が破産会社の支払停止を知って取得した債権であるとした上で、ある請負契約に基づく違約金債権を自働債権とするとき、これと同じ請負契約に基づく報酬債権を受働債権とする相殺は許されるが、これとは別の請負契約に基づく報酬債権を受働債権とする相殺は許されないとして、被上告人の請求を一部認容した。
- ◇ 本件における争点は、本件の違約金債権による相殺が許されるためには受働債権が当該違約金債権と同一の請負契約に基づく債権であることを要するか否かである。

傍聴人の皆様へ

最高裁判所広報課

不当利得返還請求控訴、同附帯控訴事件について

事案の概要

本件は、第1審原告（弟）が、第1審被告（姉）に対し、姉が両親名義の預貯金につき両親の死亡前及び死亡後にそれぞれ権限なく払戻しを受けたと主張して、不当利得の返還を求めた事案である。上告人は第1審原告の訴訟承継人であり、被上告人らは第1審被告の訴訟承継人である。上告人は、第1審の係属中に、上記払戻しのうち、両親の死亡後の払戻し部分につき、不法行為に基づく損害賠償請求を追加した。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、上記の不法行為に基づく損害賠償請求について、上告人が同請求を追加する以前に消滅時効が完成しているとして、上告人の請求を棄却した。
- ◇ 本件においては、上記の消滅時効につき、中断が認められるか否かが問題となっている。

管理費等反訴請求事件について

事案の概要

本件は、マンションの団地管理組合法人である上告人（第1審原告）が、マンションの専有部分を担保不動産競売で取得した被上告人（第1審被告）に対し、当該専有部分の前の共有者の一人が滞納していた管理費等の支払義務を被上告人が承継したとして、その管理費等の支払を求める事案である。

被上告人が管理費等の債権の一部は時効消滅した旨主張しているのに対し、上告人は、強制競売の手続において管理費等につき先取特権を有するとしてした配当要求（民事執行法51条1項）により、消滅時効の中斷の効力が生じている旨主張して争っている。

原判決及び争点

◇ 原判決（東京高裁）は、マンションの管理費等につき先取特権を有するとしてされた配当要求について消滅時効の中斷の効力を認めるためには、債務者が配当異議の申出等をすることなく配当等が実施されるに至ったことを要すると解すべきところ、上告人がした配当要求については、強制競売の申立てが取り下げられ、債務者が配当異議の申出等をすることなく配当等が実施されるに至ったものではないから、消滅時効の中斷の効力を認めるることはできないと判断し、被上告人の消滅時効の抗弁を一部認めて、消滅時効の期間が経過していない管理費等の支払を命ずる限度で上告人の請求を一部認容した。

◇ 本件における争点は、マンションの管理費等につき先取特権を有する債権者がした配当要求により、消滅時効の中斷の効力が生ずるか否かである。